

子育て環境日本一を目指して

市では、子育てをしやすい環境を作るために、さまざまな事業を行っています。例えば、子育てをする人たちの仕事と育児の両立を支援する「ファミリーサポートセンター事業」、矢板にマイホームを購入する人へ補助金を交付する「暮らしのびのび定住促進事業」、特色ある学校づくりを行うための「特色ある学校づくり推進事業」などがあります。今回は、その中のいくつかの事業をご紹介します。

新 子育て短期支援事業 10万円 子ども課

保護者が疾病などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで短期間お預かりすることで、子どもと家庭への支援を行います。

対象者／保護者が疾病などの理由により、養育が一時的に困難となった市内に住所を有する児童。

実施期間／原則として7日以内

利用方法／子育て短期支援事業利用申込書に必要事項を記入の上、子ども課へ提出してください。

利用者負担額／

年齢	利用者	負担額
2歳児未満	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	1,100円
	そのほかの世帯	5,500円
2歳児以上	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	1,100円
	そのほかの世帯	2,800円

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

新 子育て世帯臨時特例 給付金事業 5,200万円 子ども課

消費税引き上げに伴う子育て世帯への経済的影響を緩和するため、臨時的に給付金を支給します。

対象者／平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

給付額／対象児童1人につき1万円

※給付金を受け取るには、申請が必要となります。

申請期間及び申請方法などは、決定し次第広報やいたやホームページなどでご案内します。

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

子ども予防接種事業 7,100万円 子ども課

乳幼児・児童生徒などを対象に、予防接種法に基づいた各種予防接種や法定外の各種予防接種を実施・助成します。

子どもを病気から守ること、伝染病の流行を防ぐためにも予防接種を受けることは必要です。予防接種を受け、病気を予防し、子どもを健やかに育てましょう。

※対象年齢など詳しいことは、子ども課にお問い合わせいただくか、市のホームページ (<http://www.city.yaita.tochigi.jp/>) 保健事業のおしらせをご覧ください。

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

区分	種類	接種場所	料金
個別接種	四種混合	委託医療機関	無料
	三種混合		
	麻しん風しん混合ワクチン(MR)		
	日本脳炎		
	ポリオ		
	BCG		
	子宮頸がん		
	ヒブ		
	小児肺炎球菌		
	二種混合(ジフテリア・破傷風)		
任意個別接種	インフルエンザ ※中学3年生・高校3年生が対象	委託医療機関	一部助成
	ロタウイルス		

こども医療費助成制度 1億130万円

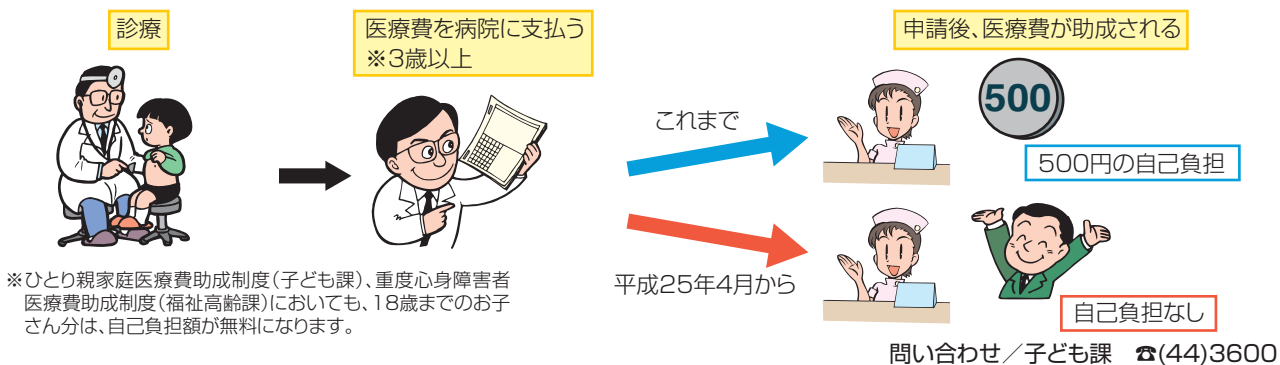
子ども課

18歳までの子どもの医療費の自己負担額が無料になります

平成24年4月に12歳から18歳(高校3年生相当)まで、医療費助成対象年齢の拡大を行いました。

さらに市では、子育て家庭のさらなる負担軽減を図るために、平成25年4月受診分から18歳までのお子さん(高校3年生相当)の医療費に対する自己負担(500円)を廃止しました。保険診療分の費用が500円以下の場合も助成を受けられますので、領収書は大切に保管してください。

※制度の詳細については、子ども課へお問い合わせください。



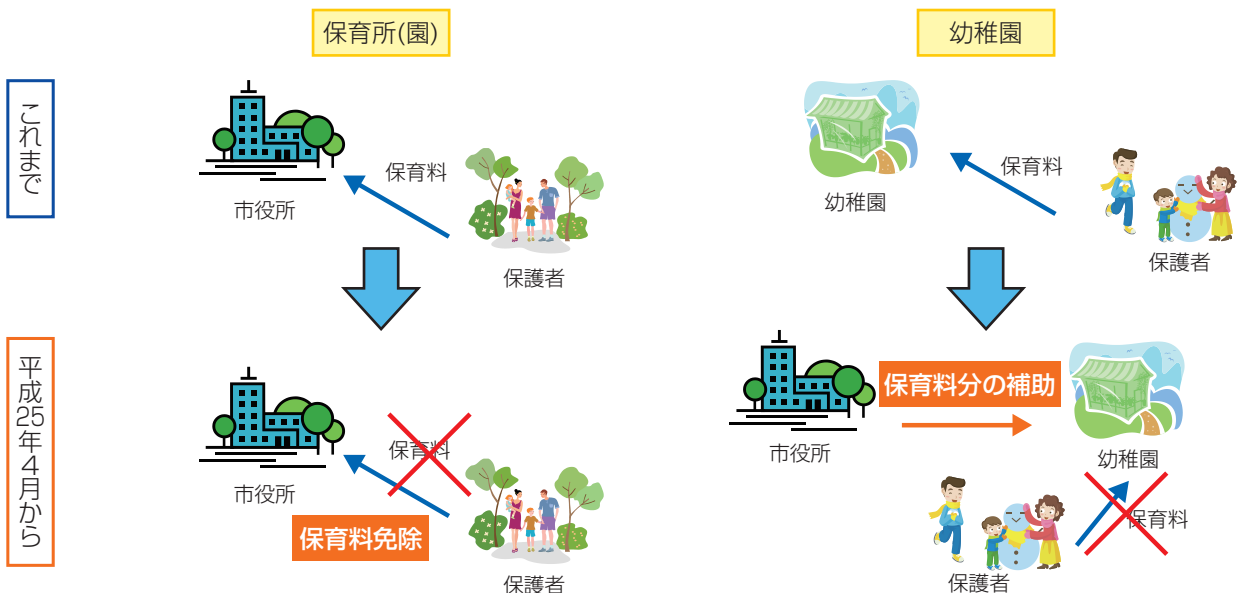
第三子以降の保育料の無料化 3,917万円

子ども課

市では、平成25年4月から第三子以降の保育料を無料化するため、公立・私立保育所(園)については、保育料の免除を行い、私立幼稚園については、保育料減免相当の補助を行っています。

保育所(園)では、これまで、第三子以降で3歳未満の児童の保育料免除を行っていましたが、しかし、それ以外の児童については、保護者の前年の所得により、保育料を決定し徴収していました。矢板市では、3歳未満という年齢制限をなくし第三子以降の全ての児童について保育料を免除しています。

一方、幼稚園では、保育料は各々の施設が課し、徴収していることから、これを減免できるよう施設に対して、市が補助金を交付しています。矢板市では、第三子の定義を国の基準の「小学3年生まで」から、「高校生相当まで」に拡大し、第三子以降の児童にかかる保育料が全額減免となるよう補助しています。



問い合わせ/子ども課 ☎(44)3600